

湯沢市過疎地域持続的発展計画の改訂について

1 改訂の背景

過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指して、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」）が施行されました。

市では、過疎法に基づき「湯沢市過疎地域持続的発展計画」を策定し、本計画に盛り込まれた施策を効果的に実施することを通して、市の安定的かつ継続的な地域社会の維持に努めるとともに持続的な発展を目指しています。

今回、改訂に至った経緯ですが、令和3年度に策定した計画の期限が令和7年度までとなっており、過疎法に基づき、引き続き過疎対策を講ずるため、計画期間を令和8年度から令和12年度に変更するためです。

2 変更内容

計画期間の変更のほか、現行の計画を基本とし、本文において現状と課題、その対策についての更新や、評価指標（KPI）および事業計画について見直しをしています。

3 基本目標及び具体的な施策

過疎法で示された各項目について評価指標（KPI）を設定するとともに、以下のとおり具体的な取り組みを行います。

《全体目標》

ア 人口に関する目標

イ 市民満足度に関する目標

《各分野別目標》

①移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

②産業の振興

③地域における情報化

④交通施設の整備、交通手段の確保

⑤生活環境の整備

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

⑦医療の確保

⑧教育の振興

⑨集落の整備

⑩地域文化の振興等

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

⑫その他地域の持続発展に関し必要な事項

4 過疎法に基づく国の支援策

計画策定において、主な支援措置は以下のとおりです。

- (1) 過疎対策事業債の発行（充当率100%、元利償還金の70%を普通交付税により措置）
- (2) 国庫補助率のかさ上げ（教育施設、児童福祉施設などの整備）
- (3) 国税の減価償却の特例（設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を損金に計上）
- (4) 地方税の減収補てん措置（事業用資産の取得等において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で措置）

5 策定スケジュールについて

- 令和7年12月 パブリックコメントの実施（12/1～19）
総合振興計画審議会へ説明（12/23）
- 令和8年1月 県との協議
2月 全員協議会
3月 3月議会へ提案